

草津市健幸エコハウス（太陽光発電・蓄電池）普及促進補助金交付要綱の一部を改正する要綱

草津市健幸エコハウス（太陽光発電・蓄電池）普及促進補助金交付要綱（令和 7 年草津市告示第 2 2 4 号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
第 1 条～第 3 条 《現行どおり》 （補助対象者） 第 4 条 《現行どおり》 （1）《現行どおり》 （2）<u>住民登録されている</u>自ら居住する市内の住宅 （賃貸住宅および集合住宅を除く。）に設置する者であること。 （3）～（5）《現行どおり》 第 5 条～第 6 条 《現行どおり》 （補助金の交付申請） 第 7 条 規則第 3 条第 1 項に規定する補助金の交付の申請は、同項の規定にかかわらず、草津市健幸エコハウス（太陽光発電・蓄電池）普及促進補助金交付申請書（兼 実績報告書、交付請求書）（別記様式第 1 号。以下「補助金交付申請書」という。）に次の各号に掲げる書類を添えて、<u>令和 9 年 3 月 3 1 日</u>までに市長に提出しなければならない。 （1）太陽電池モジュール、パワーコンディショナおよび蓄電池のカタログ等の写し（品名、品番、出力、容量および<u>蓄電池価格</u>がわかるもの） （2）対象設備の設置に係る契約書の写し<u>および</u>設置工事着工日がわかる書類 （3）～（5）《現行どおり》 <u>（6）蓄電池が JIS 規格または一般社団法人電池工業規格に準じていることがわかる資料</u> <u>（7）《現行どおり》</u> 第 8 条～第 1 1 条 《現行どおり》 （工事日および購入日） 第 1 2 条 対象設備の設置に係る契約締結日または設置工事着工日のいずれか早い日が<u>令和 8 年 4 月 1 日</u>以降でなければならない。 2 対象設備の設置工事完了日は、<u>令和 9 年 1 月 3 1 日</u>以前でなければならない。 第 1 3 条～第 1 9 条 《現行どおり》 付 則 1 《現行どおり》 2 この要綱は、<u>令和 9 年 3 月 3 1 日</u>限り、その効力を失う。	第 1 条～第 3 条 《省略》 （補助対象者） 第 4 条 《省略》 （1）《省略》 （2）自ら居住する市内の住宅（賃貸住宅および集合住宅を除く。）に設置する者であること。 （3）～（5）《省略》 第 5 条～第 6 条 《省略》 （補助金の交付申請） 第 7 条 規則第 3 条第 1 項に規定する補助金の交付の申請は、同項の規定にかかわらず、草津市健幸エコハウス（太陽光発電・蓄電池）普及促進補助金交付申請書（兼 実績報告書、交付請求書）（別記様式第 1 号。以下「補助金交付申請書」という。）に次の各号に掲げる書類を添えて、<u>令和 8 年 3 月 3 1 日</u>までに市長に提出しなければならない。 （1）太陽電池モジュール、パワーコンディショナおよび蓄電池のカタログ等の写し（品名、品番、出力、容量および<u>蓄電池の本体価格</u>がわかるもの） （2）対象設備の設置に係る契約書の写し<u>または</u>設置工事着工日がわかる書類 （3）～（5）《省略》 《改正後に新設》 <u>（6）《省略》</u> 第 8 条～第 1 1 条 《省略》 （工事日および購入日） 第 1 2 条 対象設備の設置に係る契約締結日または設置工事着工日のいずれか早い日が<u>令和 7 年 4 月 1 日</u>以降でなければならない。 2 対象設備の設置工事完了日は、<u>令和 8 年 1 月 3 1 日</u>以前でなければならない。 第 1 3 条～第 1 9 条 《省略》 付 則 1 《省略》 2 この要綱は、<u>令和 8 年 3 月 3 1 日</u>限り、その効力を失う。

付 則

この要綱は、令和8年3月31日から施行する。

(令和8年3月31日揭示済み)

草津市告示第148号

草津市特定開発行為等に関する指導要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和8年3月31日

草津市長 橋 川 渉

草津市特定開発行為等に関する指導要綱の一部を改正する要綱

草津市特定開発行為等に関する指導要綱（平成24年草津市告示第219号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
第1条 《現行どおり》 (定義) 第2条 《現行どおり》 2 《現行どおり》 (1)～(2) 《現行どおり》 ア～イ 《現行どおり》 ウ 高さが10メートルを超える建築物を建築する行為（建築物の高さが従前より低くなる増築行為または改築行為は除く。） エ 延床面積300平方メートル以上の住宅以外の建築物を建築する行為。ただし、次に掲げる行為を除く。 (7) 《現行どおり》 (4) 改築により増加する延床面積が現存建築物の延床面積の5分の1を超えない範囲での改築行為で用途の変更を伴わないもの 3 《現行どおり》 第3条 《現行どおり》 (1) 《現行どおり》 (2) 先行する特定開発行為等について、特定開発行為については第6条第4項の特定開発行為等に関する工事の検査済書が交付された時点から、特定建築行為については建築基準法第6条	第1条 《省略》 (定義) 第2条 《省略》 2 《省略》 (1)～(2) 《省略》 ア～イ 《省略》 ウ 高さが10メートルを超える分譲一戸建住宅、または集合住宅を建築する行為（建築物の高さが従前より低くなる増築行為または改築行為は除く。） エ 延床面積300平方メートル以上または高さが10メートルを超える住宅以外の建築物を建築する行為。ただし、次に掲げる行為を除く。 (7) 《省略》 (4) 改築により増加する延床面積が従前建築物の延床面積の5分の1を超えない範囲での改築行為で用途の変更を伴わないもの 3 《省略》 第3条 《省略》 (1) 《省略》 (2) 先行する特定開発行為等について、特定開発行為については第6条第4項の特定開発行為等に関する工事の検査済書が交付された時点から、特定建築行為については建築基準法第6条

改正後	改正前
第 1 項および第 6 条の 2 第 1 項の確認の申請等 が提出された時点から、1 年以内に後続する特 定開発行為等が行われる場合 (3) 《現行どおり》 第 4 条～第 9 条 《現行どおり》 別記様式第 1 号～別記様式第 2 号 《現行どおり》 別記様式第 3 号 (第 5 条第 1 項関係) (別添 1－1 のとおり)	第 1 項の確認の申請等が提出された時点から、 1 年以内に後続する特定開発行為等が行われる 場合 (3) 《省略》 第 4 条～第 9 条 《省略》 別記様式第 1 号～別記様式第 2 号 《省略》 別記様式第 3 号 (第 5 条第 1 項関係) (別添 1－2 のとおり)

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の草津市特定開発行為等に関する指導要綱の規定は、施行日以後に特定開発行為等協議書の提出のある
特定開発行為等について適用し、同日前に提出された特定開発行為等については、なお従前の例による。

別添 1－1

様式第 3 号 (第 5 条第 1 項関係)

草津市特定開発行為等に関する指導要綱第 5 条 第 1 項の規定に基づく		90 cm 以 上
特定開発行為等の区域の所在地	草津市	
特定開発行為等の区域の面積	㎡	
特定開発行為等の用途 お よ び 内 容		
事業者の住所 氏 名 連 絡 先 (TEL)		
設計者の住所氏名 連 絡 先 (TEL)		
工 事 予 定 期 間	年 月 日から 年 月 日まで	
年 月 日 設置		

90 cm 以上

別添 1－2

様式第 3 号 (第 5 条第 1 項関係)

草津市特定開発行為等に関する指導要綱第 5 条 第 1 項の規定に基づく		90 cm 以 上
特定開発行為等の区域の所在地	草津市	
特定開発行為等の区域の面積	㎡	
特定開発行為等の用途 お よ び 内 容		
事業者の住所 氏 名 連 絡 先 (TEL)		
設計者の住所氏名 連 絡 先 (TEL)		
工 事 予 定 期 間	年 月 日から 年 月 日まで	
年 月 日 設置		

90 cm 以上

注 1 個人名申請の場合、事業者の住所・連絡先は設計者の情報で可とする。氏名については申請者本人（個人名）の氏名を明記すること。

(令和 8 年 3 月 3 1 日 掲 示 済 み)

草津市告示第149号

草津市地域子育て支援拠点事業における事業継続支援事業費補助金交付要綱を次のとおり制定する。

令和8年3月31日

草津市長 橋 川 渉

草津市地域子育て支援拠点事業における事業継続支援事業費補助金交付要綱
(趣旨)

第1条 この要綱は、昨今の物価上昇といった厳しい環境の中でも、安定的な事業運営を継続して提供できるように、市内で草津市地域子育て支援拠点事業（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第6項の地域子育て支援拠点事業をいう。以下同じ。）を行う事業者に対し、予算の範囲内において草津市子育て世帯訪問支援事業における事業継続支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、子ども・子育て支援交付金交付要綱（令和5年9月7日こ成事第481号）および草津市補助金等交付規則（昭和59年草津市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、児童福祉法、児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）、草津市地域子育て支援拠点事業実施要綱（平成19年草津市告示第157号）および規則の例による。

(補助対象事業者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象事業者」という。）は、草津市地域子育て支援拠点事業実施要綱第2条第2項に規定する委託事業者とする。

(補助対象経費等)

第4条 補助要件、補助対象経費および補助基準額は、別表に掲げるとおりとする。

2 補助金の額は、補助対象経費と補助基準額のいずれか少ない額とする。ただし、千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(交付申請書等)

第5条 規則第3条第1項に規定する補助金等交付申請書に添付する書類は、次に掲げるものとする。

(1) 草津市地域子育て支援拠点事業における事業継続支援事業費補助金所要額調書（別記様式第1

号）

(2) 物品の購入等に係る領収書その他の支払いが確認できる書類の写し

(3) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の書類の提出をもって、規則第13条に規定する実績報告があったものとみなす。

3 市長は、第1項の規定による申請書の提出があった場合は、申請内容を審査し、補助することが適当であると認めるときは、規則第6条に規定する通知により申請者に通知するものとする。

4 市長は、前項の規定による通知により、規則第14条に規定する額の確定通知をしたものとみなす。

(関係書類の保管等)

第6条 補助対象事業者は、この要綱に基づく補助金の執行に係る領収書等の関係書類を事業実施年度の翌年度から5年間保管し、市長から提出要請があった場合は、直ちに提出しなければならない。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第7条 補助対象事業者は、補助事業完了後に消費税の申告により、補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助金額に含まれる消費税および地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）が確定した場合は、草津市地域子育て支援拠点事業における事業継続支援事業費補助金に係る消費税および地方消費税仕入控除税額報告書（別記様式第2号）を市長に提出しなければならない。なお、補助金に係る消費税等仕入控除税額があることが確定した場合には、当該消費税等仕入控除税額に相当する額の全部または一部を返還しなければならない。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日等)

1 この要綱は、令和8年3月31日から施行し、令和7年10月1日以降の事業から適用する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和8年5月31日限り、その効力を失う。ただし、第6条に規定する関係書類の保管期間については、同日後もなおその効力を有する。

別表（第 4 条第 1 項関係）

補助要件および補助対象経費	補助基準額
子育て世帯訪問支援事業の実施にあたり、物価上昇といった厳しい環境の中でも、安定的な事業運営を継続して提供できるような物品の購入等に係る経費。ただし、令和 7 年 1 0 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日までの間に納品が完了しているものに限る。	1 か所当たり 年額 2 5 , 0 0 0 円

別記
様式第 1 号（第 5 条第 1 項第 1 号関係）

草津市地域子育て支援拠点事業における事業継続支援事業費補助金所要額調査書

事業所名 _____

補助対象経費 A	補助基準額 B	A と B のいず れか少ない額	補助金額	備考
円	円	円	円	

様式第 2 号（第 7 条関係）

年 月 日

草津市長 宛

申請者 ㊞

草津市地域子育て支援拠点事業における事業継続支援事業費補助金に係る消費税および地方消費税仕入控除税額報告書

年 月 日付け第 号で交付決定した補助金について、草津市地域子育て支援拠点事業における事業継続支援事業費補助金交付要綱第 7 条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 額の確定額
_____ 円
- 2 消費税等の申告により確定した消費税仕入控除税額
_____ 円
- 3 添付資料
消費税および地方消費税仕入控除税額の積算内訳等

(令和 8 年 3 月 3 1 日揭示済み)

草津市告示第199号

草津市産後ケア事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和8年4月1日

草津市長 橋 川 渉

草津市産後ケア事業実施要綱の一部を改正する要綱

草津市産後ケア事業実施要綱（平成28年草津市告示第206号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
第1条～第10条 《現行どおり》 （償還払い） 第11条 《現行どおり》 2～3 《現行どおり》 4 利用料の補助日数は、宿泊サービス、<u>通所サービス</u>および訪問サービスの通算5日以内とする。 （利用の変更または中止） 第12条 利用者の都合により日程の変更、または中止する場合、利用者は利用施設および市長に利用の日程を変更、または中止する旨を申し出なければならない。<u>この場合において利用者は、市長に産後ケア事業利用変更申請書（別記様式8号）を提出しなければならない。</u> 2 <u>利用施設の都合により日程の変更、または中止する場合、利用施設は市長に利用の日程を変更、または中止する旨を申し出なければならない。この場合において利用施設は、市長に産後ケア事業利用変更報告書（別記様式9号）を提出しなければならない。</u> 3 市長は、<u>第1項による申請書</u>または前項の規定による報告書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、利用の承認または不承認を決定するとともに、その旨を<u>草津市産後ケア事業変更通知書（別記様式第10号）</u>により速やかに利用者および利用施設に通知するものとする。 4 <u>第1項の規定による</u>日程を変更、または中止した場合、<u>利用者は利用施設が定める</u>キャンセル料を負担しなければならない。 5 《現行どおり》 第13条 《現行どおり》 別記様式第1号～別記様式第7号 《現行どおり》 <u>別記様式第8号（第12条第1項関係）</u> （別添1のとおり） <u>別記様式第9号（第12条第2項関係）</u> （別添2-1のとおり）	第1条～第10条 《省略》 （償還払い） 第11条 《省略》 2～3 《省略》 4 利用料の補助日数は、宿泊サービスおよび訪問サービスの通算5日以内とする。 （利用の変更または中止） 第12条 利用者の都合により利用の日程を変更または中止する場合、利用者は、利用施設に利用の日程を変更、または中止する旨を申し出なければならない。 2 <u>利用者より前項の規定による連絡を受けた利用施設は、その旨を産後ケア変更報告書（別記様式第8号）により速やかに報告しなければならない。</u> 3 市長は、前項の規定による<u>申請書</u>の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、利用の承認または不承認を決定するとともに、その旨を<u>草津市産後ケア事業変更決定通知書（別記様式第9号）</u>により速やかに申請者に通知するものとする。 4 利用者の都合により利用の日程を変更、または中止した場合は、<u>利用施設の規定に応じて</u>キャンセル料を負担しなければならない。 5 《省略》 第13条 《省略》 別記様式第1号～別記様式第7号 《省略》 《改正後に新設》 <u>別記様式第8号（第12条第2項関係）</u> （別添2-2のとおり）

改正後	改正前
別記様式第 1 0 号（第 1 2 条第 3 項関係） （別添 3－1 のとおり）	別記様式第 9 号（第 1 2 条第 3 項関係） （別添 3－2 のとおり）

付 則
この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別添 1
様式第 8 号（第 1 2 条第 1 項関係）
年 月 日

産後ケア事業利用変更申請書

草津市長 宛

住所
利用者名

下記のとおり産後ケア事業利用の変更を申請します。
なお、利用者の都合（体調不良等）により、日程を変更、中止する場合において、キャンセル料を払うことに同意します。

変更・中止 する日時	年 月 日		
☐ サービスの利用を変更する			
変更内容	変更項目	変更前	変更後
	☐ 利用型 を変更する	☐ 短期入所型 ☐ 通所型 ☐ 居宅訪問型	☐ 短期入所型 ☐ 通所型 ☐ 居宅訪問型
	☐ 日時を 変更する	希望日時等（ ）	
☐ サービスの利用を中止する			
変更理由			

別添 2－1
様式第 9 号（第 1 2 条第 2 項関係）
第 号
年 月 日

産後ケア事業利用変更報告書

草津市長 宛

施設名
所在地
代表者名

下記のとおり産後ケア事業について、施設側事情により変更しましたので報告します。

利用者	氏名		
	住所		
変 更 内 容	1 サービスの利用を変更する		
	変更項目	変更前	変更後
	☐ 利用 サービス の変更	☐ 短期入所型 ☐ 通所型 ☐ 居宅訪問型	☐ 短期入所型 ☐ 通所型 ☐ 居宅訪問型
	☐ 日時 の変更	変更前の日時	変更後の日時
変 更 理 由	2 サービスの利用を中止する（中止日： 年 月 日）		

担当者（ ）

別添2－2

様式第8号（第12条第2項関係）

第 号
年 月 日

産後ケア事業利用変更報告書

草津市長 宛

施設名
所在地
代表者名

下記のとおり産後ケア事業の利用を変更しますので報告します。

利用者	氏名		
	住所		
変更内容	1 サービスの利用を変更する		
	変更項目	変更前	変更後
	☐ 利用サービスの変更	☐ 短期入所（ショートステイ）型 ☐ 通所（デイサービス）型 ☐ 居宅訪問（アウトリーチ）型	☐ 短期入所（ショートステイ）型 ☐ 通所（デイサービス）型 ☐ 居宅訪問（アウトリーチ）型
	☐ 日時の変更	変更前の日時	変更後の日時
変更理由	2 サービスの利用を中止する（中止日： 年 月 日）		
	区分	☐ 利用者からの申し出（申し出日： 年 月 日） ☐ 実施施設側の事情	
	変更する理由		
キャンセル料	キャンセル料の有無： 有 無 キャンセル料： 円		

※キャンセル料が有の場合、産後ケア事業キャンセル料請求書を作成の上、この報告書と合わせて草津市に送付してください。

別添3－1

様式第10号（第12条第3項関係）

第 号
年 月 日

草津市産後ケア事業変更通知書

様

草津市長

年 月 日付第 号で依頼しました産後ケア事業について、次のとおり変更しましたので通知します。

利用者	氏名		
	住所		
変更前の利用サービスおよび日時	変更前の利用サービス		変更前の日時
	☐ 短期入所型 ☐ 通所型 ☐ 居宅訪問型		
	変更後の利用サービス		変更後の利用日時
	☐ 短期入所型 ☐ 通所型 ☐ 居宅訪問型 ☐ 利用を中止する		
変更後の利用者負担金	（利用者負担額 ○○円－減免金額 ○○円＝）利用者負担額 ○○円		
その他			

担当者（ ）

別添3－2

様式第9号（第12条第3項関係）

第 号
年 月 日

草津市産後ケア事業変更通知書

様

草津市長

年 月 日付第 号で依頼しました産後ケア事業について、次のとおり変更しましたので通知します。

利用者	氏名		
	住所		
変更前の利用サービスおよび日時	変更前の利用サービス		変更前の日時
	☐ 短期入所型 ☐ 通所型 ☐ 居宅訪問型		
	変更後の利用サービス		変更後の利用日時
	☐ 短期入所型 ☐ 通所型 ☐ 居宅訪問型 ☐ 利用を中止する		
変更後の利用者負担金	（利用者負担額 ○○円－減免金額 ○○円＝）利用者負担額 ○○円		
その他			

担当者（ ）

（令和8年4月1日揭示済み）

草津市告示第200号

草津市パークサポーター事業における事業実施要綱を次のとおり制定する。

令和8年4月1日

草津市長 橋 川 渉

草津市パークサポーター事業実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、企業、団体のボランティアによる都市公園、都市緑地および児童遊園（以下「公園」という）の美化活動を支援することで、本市が実施する公園維持および公園整備事業の効果を促進するとともに、市民との協働によるまちづくりを推進することを目的とする。

（活動の内容）

第2条 本事業に参加する企業、団体（以下「パークサポーター」という。）が行う活動の内容は、次に

掲げるものとする。

- (1) 公園に散乱したごみの収集および除草
- (2) 遊具などの公園施設の破損等に関する市長への報告

- (3) その他公園の美化の推進に必要な活動

2 収集されたごみおよび除草された草は、パークサポーターが行う活動の区域ごとに定められた収集日および収集場所に搬出することとし、これにより難しい場合は、市長が指示する方法により廃棄するものとする。

(パークサポーターの条件)

第 3 条 パークサポーターになろうとするものの条件は、年齢 18 歳以上のものを代表者とする 2 人以上で構成されるグループとし、前条第 1 項各号の活動を実施するものとする。

(活動の届出)

第 4 条 パークサポーターになろうとするものは、第 2 条第 1 項各号の活動を行う公園を定め、市長に活動届出書（別記様式第 1 号）を提出するものとする。

(合意書の取り交わし)

第 5 条 市長は、前条に規定する届出があった場合において、その内容を適当と認めたときは、パークサポーターと合意書（別記様式第 2 号）を取り交わすものとする。

(活動の変更届出)

第 6 条 第 4 条の規定により提出した活動届出書の内容に変更が生じたときは、市長に活動届出書を再度提出するものとする。

(市の役割)

第 7 条 市長は、パークサポーターが行う活動に対し、次に掲げる事項を行うものとする。

- (1) 管理している町内会、自治会等に通知する
- (2) 美化の活動に必要な物品の貸与
- (3) ボランティア活動保険の加入
- (4) パークサポーターの活動内容を市のホームページなどで広く周知する
- (5) その他活動に必要な事項

(物品の貸与)

第 8 条 パークサポーターは、第 2 条第 1 項各号の活動を実施するために物品が必要なときは、市長に物品貸与等願（別記様式第 3 号）を提出するものとする。

2 市長がパークサポーターに対し、貸与を行う物品は、物品の在庫状況や、他の団体からの貸与希望、および利用状況等を勘案して、市長が定めるものと

する。

- 3 貸与を受けた物品は、活動において使用した後、速やかに返却するものとする。

(活動の報告)

第 9 条 パークサポーターは、活動報告書（別記様式第 4 号）、活動の状況を撮影した現場写真等を年 1 回、年度末までに市長に提出するものとする。

(活動の辞退)

第 10 条 パークサポーターが第 4 条の合意書を取り交わした後に活動を辞退する場合は、市長に活動辞退届出書（別記様式第 5 号）を提出するものとする。

(パークサポーターの優先利用等)

第 11 条 パークサポーターに認定されたものは、活動を行う公園での優先利用等について、活動届出書にその利用計画を記載し、市長に対して提案できるものとし、市長は、当該提案内容を確認し、その妥当性を審査した上で、優先利用等の範囲を決定するものとする。

(庶務)

第 12 条 パークサポーター事業に関する庶務は、建設部公園緑地課において処理する。

(その他)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別記
様式第1号（第4条、第6条、第8条第2項、第11条関係）

活動届出書

草津市長様
年 月 日

パークサポーター名
代表者住所
代表者氏名

活動場所	公園名	
	活動場所	別添図面のとおり
パークサポーター	名称	
	人数	人
	代表者氏名および連絡先	氏名 住所 電話番号 ()
	活動開始日	令和 年 月 日
活動について	活動の内容	・公園に散乱したごみの収集および除草 ・遊具などの公園施設の破損等に関する市長への報告 ・その他 () 例：樹木の剪定や伐採等
	活動回数	☐ ほぼ毎日
		☐ 1週間に 回 ☐ 1か月に 回 ☐ その他 ()
市に対する提案		

※ 活動場所を示す位置図等を添付してください。
※ 第11条第1項に掲げる優先利用等にかかる提案をする場合は、別途、利用計画書を添付してください。
(裏面も御記入ください)

参加者一覧

番号	氏名	住所	備考
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			
21			
22			
23			
24			
25			

様式第2号（第5条関係）

合意書

と草津市とは、草津市パークサポーター事業実施要綱第5条の規定に基づき、下記の事項について合意したことを証するため、本書2通を作成し、各自1通を保有する。

記

- 1 活動場所（公園名）
- 2 参加グループの役割
(1) 公園に散乱したごみの収集および除草
(2) 遊具などの公園施設の破損等に関する市長への報告
(3) その他公園の美化の推進に必要な活動
- 3 市の役割
(1) 管理している自治会に通知する
(2) 美化の活動に必要な物品の貸与
(3) ボランティア保険の加入
(4) パークサポーターの活動内容を市のホームページなどで広く周知する
- 4 その他
参加グループは、活動報告書（様式第4号）を毎年3月末日までに提出する。

年 月 日

パークサポーター名
代表者住所
代表者氏名
(草津市) 住 所 草津市草津三丁目13番30号
氏 名 草津市長

様式第3号（第8条第1項関係）

物品貸与等願

年 月 日

草津市長様

パークサポーター名
代表者住所
代表者氏名

下記の物品について、貸与をお願いします。

パークサポーター		人数	人
貸与物品	品 目	数 量	貸与の理由
	☐ 肩掛式草刈機	台	
	☐ ヘッジトリマー	台	
	☐ 自走式芝刈機（ロータリーモア）	台	
	☐ 充電式草刈機	台	
	☐ 耕耘機	台	
	☐ 軽トラック ※燃料代20円／1km	台	

※貸与物品の台数には限りがあるため、貸与できない場合があります。

（誓約事項）
貸与物品は、草津市パークサポーター事業以外には使用しません。

様式第 4 号（第 9 条関係）

活 動 報 告 書

草津市長 様

年 月 日

パークサポーター名

代表者住所

代表者氏名

年度の草津市パークサポーター事業について、下記のとおり実施したので報告
します。

記

活動場所	公園名						
パークサポーター	人数	人（ 年3月末時点）					
活動内容	活動回数	4月	回	5月	回	6月	回
		7月	回	8月	回	9月	回
		10月	回	11月	回	12月	回
		1月	回	2月	回	3月	回
		合 計 年間 回					
	年間のべ活動人数						
貸与物品		品目					人数
		☐ 肩掛式草刈機					台
		☐ ヘッジトリマー					台
		☐ 自走式芝刈機（ロータリーモア）					台
		☐ 充電式草刈機					台
		☐ 耕耘機					台
		☐ 軽トラック					台
意見・要望等	（御自由にお書きください。）						

※ 当該年度の 3 月末日までに提出してください。

※ 活動の状況を撮影した現場写真、活動箇所の位置図等を添付してください。

草津市告示第 2 0 1 号

子ども・子育て支援法（平成 2 4 年法律第 6 5 号）
第 2 9 条第 1 項の規定により、特定地域型保育事業者
として次のものを確認したので、同法第 5 3 条の規定
により告示する。

令和 8 年 4 月 1 日

草津市長 橋 川 渉

事業者の名称	事業所の名称および所在 地	確認年月 日
社会福祉法人 恩徳福祉会	こっとな保育園草津 草津市草津三丁目 1 3 番 4 7 号 木屋長ビル 1 階	令和 8 年 4 月 1 日
株式会社 ア システンツァ	スクルドエンジェル保育 園くさつ園 草津市草津三丁目 1 0 番 4 5 号 村松ビル 1 階	令和 8 年 4 月 1 日
社会福祉法人 三宝会	ののみち小規模保育園 草津市野路一丁目 4 番 1 6 号 M N K - 3 ビル 1 階	令和 8 年 4 月 1 日

（令和 8 年 4 月 1 日 掲 示 済 み）

様式第 5 号（第 1 0 条関係）

活 動 辞 退 届 出 書

草津市長 様

年 月 日

パークサポーター名

代表者住所

代表者氏名

年 月 日 付けで合意書を取り交わした、草津市パークサポーター事業を
辞退したいので、届け出ます。

記

1 活動場所（公園名）

2 活動終了日

年 月 日

（令和 8 年 4 月 1 日 掲 示 済 み）

草津市告示第 2 0 2 号

子ども・子育て支援法（平成 2 4 年法律第 6 5 号）
第 5 4 条の 2 第 1 項の規定に基づき、特定乳児等通園
支援事業者として、次のものを確認したので、同法第
5 4 条の 3 において準用する同法第 5 3 条の規定によ
り告示する。

令和 8 年 4 月 1 日

草津市長 橋 川 渉

事業者の名称	事業所の名称および所在 地	確認年月 日
一般社団法人 未来会	みらいのむら保育園 草津市野村一丁目 1 5 番 2 0 号	令和 8 年 4 月 1 日

草津市役所	矢橋ふたばこども園 草津市矢橋町888番地 1	令和8年 4月1日
草津市役所	子育て相談センターぽか ぽかタウン 草津市草津三丁目13番 30号	令和8年 4月1日
草津市役所	発達支援センター湖の子 園 草津市西渋川二丁目9番 38号	令和8年 4月1日

(令和8年4月1日揭示済み)

草津市告示第203号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第2項の規定により、指定納付受託者を指定したので、草津市会計規則（平成6年草津市規則第12号）第20条第2項の規定により次のとおり告示する。

令和8年4月1日

草津市長 橋 川 渉

- 1 指定納付受託者の名称および所在地
名 称 株式会社N T T データ
所在地 東京都江東区豊洲3-3-3
- 2 納入義務者から委託を受ける歳入
草津市電子申請サービスを利用して納付される
各種手数料、郵送料、使用料及び諸収入
- 3 指定期間
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(令和8年4月1日揭示済み)

草津市告示第 2 0 4 号

草津市行政経営改革推進本部会議設置要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和 8 年 4 月 1 日

草津市長 橋 川 渉

草津市行政経営改革推進本部会議設置要綱の一部を改正する要綱

草津市行政経営改革推進本部会議設置要綱（平成 2 5 年草津市告示第 1 3 4 号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
第 1 条～第 2 条 《現行どおり》 （構成および職務）	第 1 条～第 2 条 《省略》 （構成および職務）
第 3 条 《現行どおり》	第 3 条 《省略》
2～5 《現行どおり》	2～5 《省略》
6 本部長および副本部長とともに事故があるとき または本部長および副本部長がともに欠けたときは、 <u>総合政策部理事（草津未来研究所・経営戦略担当）</u> が本部長の職務を行う。	6 本部長および副本部長とともに事故があるとき または本部長および副本部長がともに欠けたときは、 <u>総合政策部理事（経営・DX戦略担当）</u> が本部長の職務を行う。
7 《現行どおり》	7 《省略》
第 4 条 《現行どおり》 （幹事会）	第 4 条 《省略》 （幹事会）
第 5 条 《現行どおり》	第 5 条 《省略》
2 《現行どおり》	2 《省略》
3 幹事長は、 <u>総合政策部副部長（経営・DX戦略担当）</u> をもって充てる。	3 幹事長は、 <u>総合政策部理事（経営・DX戦略担当）</u> をもって充てる。
4～9 《現行どおり》	4～9 《省略》
第 6 条～第 7 条 《現行どおり》	第 6 条～第 7 条 《省略》

付 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（令和 8 年 4 月 1 日揭示済み）

草津市告示第 2 0 5 号

草津市DX推進本部会議設置要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和 8 年 4 月 1 日

草津市長 橋 川 渉

草津市DX推進本部会議設置要綱の一部を改正する要綱

草津市DX推進本部会議設置要綱（平成 1 5 年草津市告示第 1 1 9 号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
第1条～第2条 《現行どおり》 (構成および職務)	第1条～第2条 《省略》 (構成および職務)
第3条 《現行どおり》	第3条 《省略》
2～3 《現行どおり》	2～3 《省略》
4 CIO補佐官は、CIOを補佐し、 <u>総合政策部理事 (草津未来研究所・経営戦略担当)</u> をもって充て る。また、CIOに事故あるとき、または欠けたと きは、CIO補佐官がCIOの職務を行う。	4 CIO補佐官は、CIOを補佐し、 <u>総合政策部理事 (経営・DX戦略担当)</u> をもって充てる。また、 CIOに事故あるとき、または欠けたときは、CIO 補佐官がCIOの職務を行う。
5 本部員は、草津市庁議規程（平成18年草津市 訓令第2号）第3条に規定する部長会議の構成員 (市長、 <u>所管の副市長および総合政策部理事（草 津未来研究所・経営戦略担当）</u> を除く。)をもっ て充てる。	5 本部員は、草津市庁議規程（平成18年草津市 訓令第2号）第3条に規定する部長会議の構成 員（市長、副市長および <u>総合政策部理事（経営・ DX戦略担当）</u> を除く。）をもって充てる。
6～7 《現行どおり》	6～7 《省略》
第4条 《現行どおり》 (幹事会)	第4条 《省略》 (幹事会)
第5条 《現行どおり》	第5条 《省略》
2 《現行どおり》	2 《省略》
3 幹事長は、幹事会を統括し、 <u>総合政策部副部長 (経営・DX戦略担当)</u> をもって充てる。	3 幹事長は、幹事会を統括し、 <u>総合政策部理事（ 経営・DX戦略担当）</u> をもって充てる。
4～7 《現行どおり》	4～7 《省略》
第6条～第7条 《現行どおり》	第6条～第7条 《省略》

付 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(令和8年4月1日揭示済み)

草津市告示第206号

草津市情報セキュリティ委員会設置要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和8年4月1日

草津市長 橋 川 渉

草津市情報セキュリティ委員会設置要綱

草津市情報セキュリティ委員会設置要綱（平成16年草津市告示第125号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
第 1 条～第 2 条 《現行どおり》 (組織) 第 3 条 《現行どおり》 2 《現行どおり》 3 委員会に、統括情報セキュリティ責任者を置き、 <u>総合政策部理事（草津未来研究所・経営戦略担当）</u> をもって充てる。 4 《現行どおり》 第 4 条～第 7 条 《現行どおり》	第 1 条～第 2 条 《省略》 (組織) 第 3 条 《省略》 2 《省略》 3 委員会に、統括情報セキュリティ責任者を置き、 <u>総合政策部理事（経営・DX戦略担当）</u> をもって充てる。 4 《省略》 第 4 条～第 7 条 《省略》

付 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(令和 8 年 4 月 1 日揭示済み)

草津市告示第 2 0 7 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、令和 7 年草津市告示第 8 4 号により告示した事項に変更があったので、同条第 1 0 項後段の規定により告示する。

令和 8 年 4 月 1 日

草津市長 橋 川 渉

1 名称

下物町内会

2 変更があった事項

①区域

下物町 1 9 9 - 2 および下寺町 1 6 - 8 を追加し、下物町 1 9 9 および下物町 1 - 7 を削除する。

②代表者の氏名および住所

畑 二郎

草津市下物町 3 9 3 番地

3 変更日

①令和 8 年 2 月 1 日

②令和 8 年 4 月 1 日

別表 1

下物町内会区域地番

下物町

1、1-1～6、1-10～12、3-1～5、10、10-1～2、10-4～6、12、13-1～2、14-1～3、15-1～2、16～18、19-1～2、20-1～7、21-2～5、22-2～11、22-14～23、23-4～6、25-3～7、26-3～6、27-4～6、28-1、33-1、41-1、42-2、45-4、49、50-1、51、58-1、58-3、59-1～15、60-1、61、61-1～8、62-1～11、63-1～8、64-1、64-3～9、64-12～15、65-1、65-3～5、68-3、71-1～6、72-1～2、72-4～6、73-1、73-3～5、73-7～9、74-1～6、76-2～5、77、78-1～3、79-1、79-3～6、79-9～12、80-1、81-1～6、82-1～3、88、89、92～99、103-1～3、104-1～2、105-1～3、106-1～3、107～110、111-1～3、112-1～4、113-1、113-3、130-2、131-1～2、132-1～2、139-1、139-3、139-5～10、140、140-1～3、143-2～6、144-1～4、146-1～2、147-1～2、148-1～2、149-1～2、152、153-1～3、154-1～3、155-1～3、156-1～3、157-1～3、158、159、159-1、160-1～3、161-1～3、162-1～3、163-1～2、164-1～3、165-1～3、166、167-1～2、168、168-1、170-2、176-2～3、178-1～3、179-1～2、180、181-1～2、182-1～2、183-1～2、184-1～2、185-1～2、186-1～3、187、188-1～2、189-1

~2、191-1~2、192-1~2、193-1~2、194-1~3、195、196、199-1~4、200~209、209-1、210-1~3、211-1~3、212-1~3、213-1~3、214-1~3、215-1~3、216-1~3、248-2、249-1~2、250、257-3、264、265、266-2、267-2、275-5、276-1~7、281-2、281-4、282、283、283-1、284~287、287-1、288、288-1~2、289、289-1~2、290、290-1~6、291、291-1~5、292、292-1、293、294-1~2、295、296-1~2、297、297-1、297-3~4、298、298-1、299、299-1、300、300-1、301-1~4、302-1~3、305~307、307-1、308~310、310-1、311~318、318-1~2、319、319-1、320、320-1~2、321~323、323-1、324、324-1、325、325-1、326~328、329-1~2、330、330-1、331~334、335-1~3、336、337、337-1~2、338、338-1~2、339、339-1~2、340~343、344-1~2、345~347、348-1~5、349、351、351-1~3、351-6、352-1~2、353、353-1、354~358、359-1~2、360~362、363-1~2、363-4~5、364、365、366-1~3、367~371、373~379、380-1~3、382、383-1~3、384、384-1、385~388、389-2、391~395、395-1、396-1、396-3~4、398-2、399-1~2、400-2、406、406-1、417-2、418-2、446-2、486-1、487-1、488-1、494-2、494-4、495-2~3、496-1~3、497-1、497-3、498、499、500-1~2、501、502、502-1、503、504、504-1、506、507、507-1、508~517、518-1~2、519、521、522、523-1~2、524-1~2、524-4~7、525-1~2、525-4~6、526、527-1~3、528-1~2、529~533、533-1、534-1~4、535、536、536-1~2、537、538、539-1~2、540、540-1、541、542、543-1~2、544、545、545-1~2、546-1~2、547、548、549-1~3、550、551-1~2、552-1~2、553-1、554、555、556-1、557~563、564-1~2、565~570、570-1、571、572-1~5、573、573-1~6、574-1~2、575-2、576-2、577-2、578-2、579-2、580-2~3、595、595-1、596、597、597-1、598、598-1~2、599-1~2、600~603、604-1~2、605、669-2、678-2、685-2、690-1、692-2、692-4、692-7、693-4、693-7、697-2、698-2、699-6~7、701-6~7、776-2、777-2、778-2、817-2、818、820、823-1~2、824-1~2、846-1、1045-1、1045-19、1087、1087-1、1088~1091、1091-15、1091-50、1091-91~93、1091-154、1091-161、1097-1~8、1097-10~11、1098-2、1101、1102、1103-1、1103-3~7、1104、1105-1~3、1106-1~

3、1107-1~2、1108~1112、1113-1~2、1114、1115、1116-1~2、1117~1121、1122-1~3、1123~1127、1128-1~2、1129-1~3、1130、1131-1~2、1132-1~3、1133、1134-1~2、1135~1157、1158-1~2、1159~1165、1166-1~2、1167~1169、1170-1~2、1171~1174、1175-1~2、1176、1177-1~2、1178~1183、1184-1~3、1185、1186、1187-1~2、1188-1~2、1189、1190-1~2、1191-1~2、1192~1195、1196-1~2、1197-1~2、1198-1~2、1199~1207、1208-1~2、1209~1216、1217-1~3、1218~1222、1223-1~2、1224~1230、1231-1~2、1232、1233、1234-1~2、1235-1~9、1236~1239、1240-1~2、1241-1~2、1242、1243、1244-1~2、1245、1246-1~3、1250、1251、1252-1~3、1253-1~2、1254-1~2、1255~1260、1261-1~2、1262-1~2、1263、1264-1~2、1265、1266、1267-1~2、1268、1269-1~2、1270-1~3、1271~1281、1282-1~2、1283~1285、1286-1~2、1287、1288、1289-1~2、1290~1294、1295-1~4、1296-1~2、1297、1298、1299-1~2、1300、1301-1~3、1302~1304、1305-1~2、1306、1307-1~2、1308-1~2、1309、1310、1311-1~2、1312~1319、1320-1~2、1321-1~2、1322-1~2、1323~1331、1332-1~2、1333-1~3、1334-1~2、1335-1~2、1336-1~3、1337~1341、1342-1~2、1343-1~2、1344~1346、1347-1~3、1348、1349-1~2、1350~1352、1353-1~3、1354-1~2、1355、1356-1~5、1357~1359、1360-1~2、1361、1362、1363-1~2、1364~1368、1369-1、1369-4~5、1370~1373、1374-1~2、1375~1377、1378-1~2、1379-1~2、1380-1~2、1381-1~2、1382~1390、1391-1~2、1392~1412、1413-1~3、1414、1415-1~4、1416~1421、1422-1~5、1423-1~3、1424~1433、1434-1~3、1435、1436-1~3、1437-1~2、1437-6、1438-1~4、1439~1442、1443-1~2、1444-1~2、1445~1447、1448-1~2、1449-1~2、1450-1~2、1451~1454、1455-1~2、1456-1~2、1457~1459、1460-1~2、1461、1462-1~2、1463-1~2、1464~1470、1471-1~6、1472-1~3、1473~1475、1476-1~4、1477、1478、9001~9030

下寺町

15、15-1~5、16-1~2、16-4、16-6、16-8、17、

17-1～3、53-2、54-4～5、55-2、56-2～3、57-3～
5、58-2～3、59-2～3、60-1～2、61-4～5、651～
657、665、666、667-1～2、668～672、673-1～
2、674-1～3、675-1～5、676-1～7、677

芦浦町

717-4、718-3～9、718-12、718-17～22、718-24
～34、805-2、806-2、807-3、808-3、809-3、810-
3、813-2、820-2、821-2、822-3、823-3、827-2、
831-3、832-2、844-4、845-3、851-1～2、852、
853-1～2、854、855、856-1～2、857-1～2、858
～884、885-1～2、886、887、888-1～2、889～
894、895-1～2

(令和 8 年 4 月 1 日 掲 示 済 み)

草津市告示第208号

草津市児童発達支援等利用者負担額助成金交付要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和8年4月1日

草津市長 橋 川 渉

草津市児童発達支援等利用者負担額助成金交付要綱の一部を改正する要綱

草津市児童発達支援等利用者負担額助成金交付要綱（平成30年草津市告示第181号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分または破線で囲んだ部分は改正部分）

改正後	改正前
第1条～第4条 《現行どおり》 （助成金の交付申請） 第5条 前条の委任を受けたサービス提供事業者は、<u>4か月</u>ごとに、利用者の対象サービスの内容、障害児通所支援に要した費用、利用者負担額等を取りまとめ、児童発達支援等利用者負担額助成金交付申請書兼請求書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。 (1)～(3) 《現行どおり》 《改正前を削る》 <u>(4) 《現行どおり》</u> 2 《現行どおり》 （助成金の交付決定） 第6条 市長は、前条の規定による助成金の交付申請があったときは、その内容を審査し、助成金を交付することと決定したときは、<u>児童発達支援等利用者負担額助成金交付決定および額の確定通知書</u>（別記様式第3号）により当該サービス提供事業者へ通知するものとする。 （助成金の額の確定） 第7条 前条の規定による<u>児童発達支援等利用者負担額助成金交付決定および額の確定通知書</u>による通知をもって、規則第14条の規定による補助金等の額の確定通知がなされたものとみなす。 第8条～第9条 《現行どおり》 別記様式第1号（第5条第1項関係） （別添1－1のとおり） 別記様式第2号（第5条第1項第2号関係） （別添2－1のとおり） 別記様式第3号（第6条第1項関係） （別添3－1のとおり）	第1条～第4条 《省略》 （助成金の交付申請） 第5条 前条の委任を受けたサービス提供事業者は、<u>3か月</u>ごとに、利用者の対象サービスの内容、障害児通所支援に要した費用、利用者負担額等を取りまとめ、児童発達支援等利用者負担額助成金交付申請書兼請求書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。 (1)～(3) 《省略》 <u>(4) 国民健康保険団体連合会による対象サービスに係る障害福祉サービス費等給付費決定額が分かる書類</u> <u>(5) 《省略》</u> 2 《省略》 （助成金の交付決定） 第6条 市長は、前条の規定による助成金の交付申請があったときは、その内容を審査し、助成金を交付することと決定したときは、<u>児童発達支援等利用者負担額助成金交付決定通知書</u>（別記様式第3号）により当該サービス提供事業者へ通知するものとする。 （助成金の額の確定） 第7条 前条の規定による<u>児童発達支援等利用者負担額助成金交付決定通知書</u>による通知をもって、規則第14条の規定による補助金等の額の確定通知がなされたものとみなす。 第8条～9条 《省略》 別記様式第1号（第5条第1項関係） （別添1－2のとおり） 別記様式第2号（第5条第1項第2号関係） （別添2－2のとおり） 別記様式第3号（第6条第1項関係） （別添3－2のとおり）

付 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別添 1－1

別記

様式第 1 号（第 5 条第 1 項関係）

児童発達支援等利用者負担額助成金交付申請書兼請求書

年 月 日

草津市長 宛

サービス提供事業者

所在地

法人名

事業所名

代表者名

印

草津市児童発達支援等利用者負担額助成金交付要綱第 4 条の規定により別紙利用者の保護者から委任を受けましたので同要綱第 5 条の規定により、次のとおり助成金の交付を申請し、請求します。

交付申請額および請求額 円

(年 月 ～ 年 月分)

助成金の振り込み先

金融機関名		種 別	
本文店名			
口座番号			
口座名義			

(他の添付書類)

- (1) 各月の利用実績および利用者負担額を証する書類
- (2) 児童発達支援等利用者負担額助成金に関する委任状（別記様式第 2 号）
- (3) 申請者との対象サービス利用契約書の写し

別紙明細（各月の利用実績）

サービス提供実績記録表も添付して下さい。

サービス名： 児童発達支援・居宅訪問型児童発達支援・保育所等訪問支援

利用者名	申請者名 (保護者)	利用年月	障害児通所 支援に要し た費用①	障害児通所 給付費②	利用者負担 額 ①－②
合計					

保護者氏名

別添 1－2

別記

様式第 1 号（第 5 条第 1 項関係）

児童発達支援等利用者負担額助成金交付申請書兼請求書

年 月 日

草津市長 宛

サービス提供事業者

所在地

名 称

代表者名

印

草津市児童発達支援等利用者負担額助成金交付要綱第 4 条の規定により別紙利用者の保護者から委任を受けましたので同要綱第 5 条の規定により、次のとおり助成金の交付を申請し、請求します。

交付申請額および請求額 円

(年 月 ～ 年 月分)

助成金の振り込み先

金融機関名	種 別
口座番号	
口座名義	

(他の添付書類)

- (1) 各月の利用実績および利用者負担額を証する書類
- (2) 児童発達支援等利用者負担額助成金に関する委任状（別記様式第 2 号）
- (3) 申請者との対象サービス利用契約書の写し
- (4) 国民健康保険団体連合会による対象サービスに係る障害福祉サービス費等給付費決定額が分かる書類

別添 2－1

様式第 2 号（第 5 条第 1 項第 2 号関係）

児童発達支援等利用者負担額助成金に関する委任状

年 月 日

委任者 住 所

氏 名

受給者番号

生 年 月 日

私は、草津市児童発達支援等利用者負担額助成金交付要綱の規定による助成金の交付申請、請求および受領その他助成金の交付に関し必要な一切の権限を下記のサービス提供事業者に委任します。

記

受任者	所在地	
	名 称	
利用するサービス		☐ 児童発達支援 ☐ 居宅訪問型児童発達支援 ☐ 保育所等訪問支援

別添 2－2

様式第 2 号（第 5 条第 1 項第 2 号関係）

児童発達支援等利用者負担額助成金に関する委任状

年 月 日

委任者 住 所

氏 名

受給者番号

生 年 月 日

私は、草津市児童発達支援等利用者負担額助成金交付要綱の規定による助成金の交付申請、請求および受領その他助成金の交付に関し必要な一切の権限を下記のサービス提供事業者に委任します。

記

受任者	所在地	
	名 称	
利用するサービス		☐ 児童発達支援 ☐ 居宅訪問型児童発達支援 ☐ 保育所等訪問支援

別添 3－1

様式第 3 号（第 6 条第 1 項関係）

児童発達支援等利用者負担額助成金交付決定および額の確定通知書

第 号
年 月 日

様

草津市長 印

年 月 日付けで申請のあった児童発達支援等利用者負担額助成金については、草津市児童発達支援等利用者負担額助成金交付要綱第 6 条の規定により、下記のとおり助成金を交付することに決定し、併せてその額を決定したので通知します。

記

交付金額 円

別添 3－2

様式第 3 号（第 6 条第 1 項関係）

児童発達支援等利用者負担額助成金交付決定および額の確定通知書

第 号
年 月 日

様

草津市長 印

年 月 日付けで申請のあった児童発達支援等利用者負担額助成金については、草津市児童発達支援等利用者負担額助成金交付要綱第 6 条の規定により、下記のとおり助成金を交付することに決定し、併せてその額を決定したので通知します。

記

交付金額 円

[illegible]

(令和8年4月1日揭示済み)

草津市告示第209号

草津市指定特定相談支援等体制強化費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和8年4月1日

草津市長 橋 川 渉

草津市指定特定相談支援等体制強化費補助金交付要綱の一部を改正する要綱

草津市指定特定相談支援等体制強化費補助金交付要綱（平成30年草津市告示第134号）の一部を次の表の
うに改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
第1条～第3条 《現行どおり》 (交付申請) 第4条 補助を受けようとする者は、3か月ごとに算定対象者等を取りまとめ、草津市指定特定相談等支援体制強化費補助金交付申請書（別記様式第1号）に、算定対象者等一覧表（別記様式第2号）および算定対象者に係るサービス等利用計画、障害児支援利用計画または<u>モニタリング報告書（継続サービス利用支援または継続障害児支援</u>	第1条～第3条 《省略》 (交付申請) 第4条 補助を受けようとする者は、3か月ごとに算定対象者等を取りまとめ、草津市指定特定相談等支援体制強化費補助金交付申請書（別記様式第1号）に、算定対象者等一覧表（別記様式第2号）および算定対象者に係るサービス等利用計画、障害児支援利用計画または<u>モニタリング報告書（継続サービス利用支援）</u>の写しを添えて、市

改正後	改正前
<u>利用援助</u>) の写しを添えて、市長が別に定める期日までに市長に申請しなければならない。 第 5 条～第 8 条 《現行どおり》 別記様式第 1 号～別記様式第 2 号 《現行どおり》 別記様式第 3 号 (第 5 条第 1 項関係) (別添 1－1 のとおり) 別記様式第 4 号 (第 6 条関係) (別添 2－1 のとおり)	長が別に定める期日までに市長に申請しなければならない。 第 5 条～第 8 条 《省略》 別記様式第 1 号～別記様式第 2 号 《省略》 別記様式第 3 号 (第 5 条第 1 項関係) (別添 1－2 のとおり) 別記様式第 4 号 (第 6 条関係) (別添 2－2 のとおり)

付 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別添 1－1

様式第 3 号 (第 5 条第 1 項関係)

年 月 日

様

草津市長

草津市指定特定相談支援等体制強化費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった草津市指定特定相談支援等体制強化費補助金については、草津市指定特定相談支援等体制強化費補助金交付要綱第 5 条第 1 項の規定により、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

補助基本額	円
交付決定額	円

別添 1－2

様式第 3 号 (第 5 条第 1 項関係)

年 月 日

様

草津市長

草津市指定特定相談支援等体制強化費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった草津市指定特定相談支援体制強化費補助金については、草津市指定特定相談支援体制強化費補助金交付要綱第 5 条第 1 項の規定により、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

補助基本額	円
交付決定額	円

別添 2－1

様式第 4 号（第 6 条関係）

年 月 日

草津市長 宛

申請者 住 所

事業者名

代表者名

印

草津市指定特定相談支援等体制強化費補助金交付請求書

年 月 日付けで交付決定のあった草津市指定特定相談支援等体制強化費補助金を交付されるよう、草津市指定特定相談支援等体制強化費補助金交付要綱第 6 条の規定により請求します。

記

金 円

（振込先）

金融機関名		支店名	
口座種別		口座番号	
口座名義(カタカナ)			

（添付書類）

草津市指定特定相談支援等体制強化費補助金交付決定通知書の写し

別添 2－2

様式第 4 号（第 6 条関係）

年 月 日

草津市長 宛

申請者 住 所

事業者名

代表者名

印

草津市指定特定相談支援等体制強化費補助金交付請求書

年 月 日付けで交付決定のあった草津市指定特定相談支援等体制強化費補助金を交付されるよう、草津市指定特定相談支援等体制強化費補助金交付要綱第 6 条の規定により請求します。

記

金 円

（振込先）

金融機関名		支店名	
口座種別		口座番号	
口座名義(カタカナ)			

（添付書類）

草津市指定特定相談支援等体制強化費補助金交付決定通知書の写し

（令和 8 年 4 月 1 日掲示済み）

草津市告示第 2 1 5 号

アーバンデザインセンターみなくさ活動支援補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和 8 年 4 月 1 日

草津市長 橋 川 渉

アーバンデザインセンターみなくさ活動支援補助金交付要綱の一部を改正する要綱

アーバンデザインセンターみなくさ活動支援補助金交付要綱（令和 7 年草津市告示第 2 7 8 号）の一部を次の表のとおり改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
第 1 条～第 1 6 条 《現行どおり》 別表（第 3 条関係）	第 1 条～第 1 6 条 《省略》 別表（第 3 条関係）

改正後				改正前			
	補助事業	補助対象経費	補助率		補助事業	補助対象経費	補助率
1	UDC みなく さ官民 連携ま ちづく り事業	UDCみなくさが実施する南草津エリアの賑わい創出や魅力向上に向けた官民連携による以下の事業に係る経費 (1)～(3) ≪現行どおり≫ (4) (仮称) 南草津駅周辺エリア未来戦略の策定に係る経費 ※国土交通省の官民連携都市再生推進事業費補助金の補助対象経費となるものを対象とする。	≪現行どおり≫	1	UDC みなく さ官民 連携ま ちづく り事業	UDCみなくさが実施する南草津エリアの賑わい創出や魅力向上に向けた官民連携による以下の事業に係る経費 (1)～(3) ≪省略≫ ≪改正後に新設≫	≪省略≫
≪現行どおり≫	≪現行どおり≫	≪現行どおり≫	≪現行どおり≫	≪省略≫	≪省略≫	≪省略≫	≪省略≫
別記様式第1号～別記様式第15号 ≪現行どおり≫				別記様式第1号～別記様式第15号 ≪省略≫			

付 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(令和8年4月1日揭示済み)

草津市告示第216号

公金の収納および徴収事務の委託について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、公金事務を次のとおり委託することから、同条第2項の規定により告示する。

令和8年4月1日

草津市長 橋 川 渉

委 託 事 務 内 容	受 託 者 お よ び 住 所	委 託 期 間
草津市立草津駅西口自転車駐車場の使用料の徴収事務	【受託者】 蔦井株式会社 【住所】 愛知県名古屋市中区真福寺町 1 - 5 7	令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 3 1 日まで
草津市立草津駅西口第 2 自転車駐車場の使用料の徴収事務		令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 3 1 日まで
草津市立草津駅西口第 3 自転車駐車場の使用料の徴収事務		令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 3 1 日まで
放置自転車保管料の徴収事務	【受託者】 大五産業株式会社 【住所】 滋賀県草津市若竹町 9 番 2 4 号	令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで
草津市立草津駅前地下駐車場の使用料の徴収事務	【受託者】 大五産業株式会社 【住所】 滋賀県草津市若竹町 9 番 2 4 号	令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 3 1 日まで
草津市立南草津駅自転車自動車駐車場の使用料の徴収事務	【受託者】 一般社団法人 草津市勤労者福祉サービスセンター 【住所】 滋賀県草津市草津三丁目 1 3 番 7 5 号	令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 3 1 日まで
草津市立草津駅東自転車駐車場の使用料の徴収事務	【受託者】 ミディ総合管理株式会社 【住所】 大阪府大阪市中央区難波二丁目 2 番 3 号	令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 3 1 日まで
草津市立西一会館の使用料の徴収事務	【受託者】 特定非営利活動法人ユウ・アンド・アイ 【住所】 滋賀県草津市西草津一丁目 9 番 1 9 号	令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 3 1 日まで
草津市立西一教育集会所の使用料の徴収事務		令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 3 1 日まで
草津市立西一会館のコピーサービス等料金の徴収事務		令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 3 1 日まで
草津市立橋岡会館の使用料の徴収事務	【受託者】 特定非営利活動法人熱と光 【住所】 滋賀県草津市橋岡町 1 6 5 番地	令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 3 1 日まで
草津市立橋岡教育集会所の使用料の徴収事務		令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 3 1 日まで
草津市立橋岡会館のコピーサービス等料金の徴収事務		令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 3 1 日まで
草津市立新田会館の使用料の徴収事務	【受託者】 特定非営利活動法人心輪 【住所】 滋賀県草津市木川町 8 6 5 番地 1 0	令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 3 1 日まで
草津市立新田教育集会所の使用料の徴収事務		令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 3 1 日まで
草津市立新田会館のコピーサービス等料金の徴収事務		令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 3 1 日まで
草津市立常盤東総合センターの使用料の徴収事務	【受託者】 特定非営利活動法人ハート&ライト 【住所】 滋賀県草津市芦浦町 7 0 番地 7	令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 3 1 日まで
草津市立芦浦教育集会所の使用料の徴収事務		令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 3 1 日まで
草津市立常盤東総合センターのコピーサービス等料金の徴収事務		令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 3 1 日まで
草津市立志津まちづくりセンターの使用料の徴収事務	【受託者】 志津まちづくり協議会 【住所】 滋賀県草津市青地町 5 6 1 番地	令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 3 1 日まで
草津市立志津南まちづくりセンターの使用料の徴収事務	【受託者】 志津南学区まちづくり協議会 【住所】 滋賀県草津市若草五丁目 1 0 番地	令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 3 1 日まで
草津市立草津まちづくりセンターの使用料の徴収事務	【受託者】 草津学区ひと・まちいきいき協議会 【住所】 滋賀県草津市草津一丁目 4 番 3 3 号	令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 3 1 日まで

委 託 事 務 内 容	受 託 者 お よ び 住 所	委 託 期 間
草津市立大路まちづくりセンターの使用料の徴収事務	【受託者】大路区まちづくり協議会 【住所】滋賀県草津市大路二丁目9番11号	令和7年4月1日から令和12年3月31日まで
草津市立渋川まちづくりセンターの使用料の徴収事務	【受託者】渋川学区まちづくり協議会 【住所】滋賀県草津市西渋川二丁目9番38号	令和7年4月1日から令和12年3月31日まで
草津市立矢倉まちづくりセンターの使用料の徴収事務	【受託者】矢倉学区未来のまち協議会 【住所】滋賀県草津市東矢倉二丁目13番6号	令和7年4月1日から令和12年3月31日まで
草津市立老上まちづくりセンターの使用料の徴収事務	【受託者】老上学区まちづくり協議会 【住所】滋賀県草津市野路町520番地	令和7年4月1日から令和12年3月31日まで
草津市立老上西まちづくりセンターの使用料の徴収事務	【受託者】老上西学区まちづくり協議会 【住所】滋賀県草津市矢橋町526番地1	令和7年4月1日から令和12年3月31日まで
草津市立玉川まちづくりセンターの使用料の徴収事務	【受託者】遺跡と萩の育む玉川まちづくり推進会議 【住所】滋賀県草津市野路九丁目7番42号	令和7年4月1日から令和12年3月31日まで
草津市立南笠東まちづくりセンターの使用料の徴収事務	【受託者】南笠東学区まちづくり協議会 【住所】滋賀県草津市笠山一丁目1番47号	令和7年4月1日から令和12年3月31日まで
草津市立山田まちづくりセンターの使用料の徴収事務	【受託者】山田学区まちづくり協議会 【住所】滋賀県草津市南山田町678番地	令和7年4月1日から令和12年3月31日まで
草津市立笠縫まちづくりセンターの使用料の徴収事務	【受託者】笠縫学区まちづくり協議会 【住所】滋賀県草津市上笠一丁目6番3号	令和7年4月1日から令和12年3月31日まで
草津市立笠縫東まちづくりセンターの使用料の徴収事務	【受託者】笠縫東学区まちづくり協議会 【住所】滋賀県草津市集町58番地8	令和7年4月1日から令和12年3月31日まで
草津市立常盤まちづくりセンターの使用料の徴収事務	【受託者】人と地域が輝く常盤協議会 【住所】滋賀県草津市志那中町111番地1	令和7年4月1日から令和12年3月31日まで
草津市手数料条例別表第34項に規定する手数料の徴収事務	【受託者】社会福祉法人滋賀同仁会養護老人ホーム大津老人ホーム 【住所】滋賀県大津市本宮二丁目6番22号	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
	【受託者】社会福祉法人グロー養護老人ホームきぬがさ 【住所】滋賀県東近江市五個荘川並町322番地	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
	【受託者】社会福祉法人グロー老人ホームながはま 【住所】滋賀県長浜市加田町19番地6	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
	【受託者】社会福祉法人たかしま会養護老人ホーム藤波園 【住所】滋賀県高島市マキノ町西浜1415番地	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
	【受託者】社会福祉法人湖東会盲養護老人ホーム星光の里 【住所】滋賀県犬上郡多賀町中川原605番地2	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
	【受託者】社会福祉法人大樹会養護老人ホーム金亀荘 【住所】滋賀県彦根市日夏町151番地	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
配食サービス利用料の徴収事務	【受託者】宅食ライフ 滋賀本店 【住所】滋賀県草津市新堂町42-1	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
草津市生活サポート利用料の収納事務	【受託者】公益財団法人草津市シルバー人材センター 【住所】滋賀県草津市志那町2554番地1	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
	【受託者】労働者協同組合労協センター事業団（事業所等の所在地および事業所） 草津地域福祉事業所 みんなの家 【住所】東京都豊島区東池袋1-44-3 池袋ISPタミビル（事業所等の所在地および事業所） 滋賀県草津市東草津一丁目2番35号	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
	【受託者】特定非営利活動法人 ユウ・アンド・アイ 【住所】滋賀県草津市草津町1446番地の1	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

委 託 事 務 内 容	受 託 者 お よ び 住 所	委 託 期 間
草津市手数料条例別表第 3 3 項に規定する手数料の徴収事務	【受託者】株式会社フジヤクリーニング 【住所】滋賀県大津市月輪一丁目 1 3 番 1 2 号	令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで
草津市手数料条例別表第 9 項第 3 号に規定する手数料の徴収事務	【受託者】大五産業株式会社 【住所】滋賀県草津市若竹町 9 番 2 4 号	令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで
草津市手数料条例別表第 2 5 項および第 2 6 項に規定する手数料の徴収事務	【受託者】公益社団法人滋賀県獣医師会 【住所】滋賀県大津市松本一丁目 2 番 2 0 号	令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで
草津市手数料条例別表第 3 2 項に規定する手数料の徴収事務	【受託者】有限会社草津介護センター 【住所】滋賀県草津市西渋川一丁目 1 5 番 1 0 号	令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで
草津市手数料条例別表第 3 6 項に規定する手数料の徴収事務	【受託者】医療法人グリーンズウォード 【住所】三重県名張市希央台四番町 2 番	令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで
	【受託者】社会医療法人誠光会淡海医療センター 【住所】滋賀県草津市矢橋町 1 6 6 0 番地	令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで
草津市児童育成クラブの保育料の徴収事務	【受託者】労働者協同組合労協センター事業団 【住所】東京都豊島区東池袋一丁目 4 4 番 3 号 池袋 I S P タマビル	令和 7 年 4 月 1 日から令和 1 2 年 3 月 3 1 日まで
	【受託者】社会福祉法人草津保育園 【住所】滋賀県草津市東矢倉一丁目 3 番 2 2 号	令和 7 年 4 月 1 日から令和 1 2 年 3 月 3 1 日まで
	【受託者】社会福祉法人あさひ 【住所】滋賀県草津市笠山一丁目 1 番 4 0 号	令和 7 年 4 月 1 日から令和 1 2 年 3 月 3 1 日まで
	【受託者】社会福祉法人良友会 【住所】滋賀県草津市平井二丁目 1 3 番 3 号	令和 7 年 4 月 1 日から令和 1 2 年 3 月 3 1 日まで
	【受託者】社会福祉法人志津保育園 【住所】滋賀県草津市青地町 9 4 6 番地	令和 7 年 4 月 1 日から令和 1 2 年 3 月 3 1 日まで
	【受託者】社会福祉法人ご縁会 【住所】滋賀県草津市青地町 1 2 4 8 - 4	令和 7 年 4 月 1 日から令和 1 2 年 3 月 3 1 日まで
	【受託者】特定非営利活動法人スポキッズ 【住所】長崎県諫早市城見町 3 番 1 6 号	令和 7 年 4 月 1 日から令和 1 2 年 3 月 3 1 日まで
草津市手数料条例別表第 3 7 項に規定する手数料の徴収事務 草津っ子サポート事業の利用料の徴収事務	【受託者】特定非営利活動法人 ディフェンス 【住所】滋賀県草津市草津三丁目 1 3 番 8 1 号	令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで
	【受託者】有限会社 ムラセ薬局 ムラセ介護サービス事業所 【住所】滋賀県草津市野路一丁目 1 4 番 3 8 - 2 0 1 号	令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで
	【受託者】有限会社 オフィス 豆の木 【住所】滋賀県草津市大路一丁目 7 番 1 - 3 1 0 3 号	令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで
	【受託者】企業組合 労協センター事業団 草津地域福祉事業所 みんなの家 【住所】滋賀県草津市東草津一丁目 2 番 3 5 号	令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで

委 託 事 務 内 容	受 託 者 お よ び 住 所	委 託 期 間
草津市電子申請サービスを利用して納付される各種手数料、郵送料、使用料及び諸収入	【受託者】株式会社NTTデータ 【住所】東京都江東区豊洲三丁目3番3号	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
草津市健康診査受診料徴収規則に基づく子宮頸がん検診に係る受診料の徴収事務	【受託者】一般社団法人滋賀県医師会 【住所】滋賀県栗東市縄一丁目10番7号	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
草津市健康診査受診料徴収規則に基づく乳がん検診に係る受診料の徴収事務	【受託者】一般社団法人滋賀県病院協会 【住所】滋賀県大津市京町四丁目3-28	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
草津市健康診査受診料徴収規則に基づく節歯科健康診査に係る受診料の徴収事務	【受託者】一般社団法人草津栗東守山野洲歯科医師会草津地区 【住所】滋賀県草津市新浜町430番地	令和8年6月1日から令和9年3月31日まで
草津市健康診査受診料徴収規則に基づく各種健康診査にかかる受診料の徴収事務	【受託者】一般社団法人草津栗東医師会 【住所】滋賀県草津市大路二丁目1-35	令和8年6月1日から令和9年3月31日まで
草津市健康診査受診料徴収規則に基づく各種健康診査にかかる受診料（集団検診方式）の徴収事務	【受託者】一般財団法人近畿健康管理センター 【住所】滋賀県栗東市小野501-1	令和8年6月1日から令和9年3月31日まで
草津市予防接種要綱に基づく高齢者肺炎球菌予防接種および高齢者インフルエンザ予防接種、高齢者新型コロナウイルス感染症、高齢者帯状疱疹に係る接種料の徴収事務	【受託者】一般社団法人滋賀県医師会 【住所】滋賀県栗東市縄一丁目10番7号	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
	【受託者】一般社団法人滋賀県病院協会 【住所】滋賀県大津市京町四丁目3-28	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
	【受託者】一般社団法人草津栗東医師会 【住所】滋賀県草津市大路二丁目1-35	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
草津市予防接種要綱に基づく高齢者肺炎球菌予防接種および高齢者インフルエンザ予防接種に係る接種料の徴収事務	【委託者】医療法人希会 きばうクリニック 【住所】滋賀県草津市南草津プリムタウン4丁目8番2 1階	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
草津市手数料条例別表第30項に規定する手数料の徴収事務 産後ケア事業の利用料の徴収事務	【受託者】一般社団法人滋賀県医師会 【住所】滋賀県栗東市縄一丁目10番7号	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
証明書等自動交付サービスに係る証明書交付手数料の徴収事務	【受託者】地方公共団体情報システム機構 【住所】東京都千代田区一番町25番地	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
草津市立水生植物公園みずの森の図書販売代金の徴収事務	【受託者】西武造園株式会社 【住所】東京都豊島区南池袋一丁目16番15号	令和7年4月1日から令和11年3月31日まで
草津市立水生植物公園みずの森のコインロッカー使用料の徴収事務	【受託者】西武造園株式会社 【住所】東京都豊島区南池袋一丁目16番15号	令和7年4月1日から令和11年3月31日まで

委 託 事 務 内 容	受 託 者 お よ び 住 所	委 託 期 間
草津市立水生植物公園みずの森のコピー機使用料の徴収事務	【受託者】西武造園株式会社 【住所】東京都豊島区南池袋一丁目16番15号	令和7年4月1日から令和11年3月31日まで
草津市立水生植物公園みずの森の公衆電話使用料の徴収事務	【受託者】西武造園株式会社 【住所】東京都豊島区南池袋一丁目16番15号	令和7年4月1日から令和11年3月31日まで
草津市立ロクハ公園の使用料徴収業務	【受託者】公益財団法人 草津市コミュニティ事業団 【住所】滋賀県草津市大路二丁目1番35号	令和7年4月1日から令和9年3月31日まで
草津市立ロクハ公園駐車場使用料徴収業務	【受託者】公益財団法人 草津市コミュニティ事業団 【住所】滋賀県草津市大路二丁目1番35号	令和7年4月1日から令和9年3月31日まで

(令和8年4月1日揭示済み)

草津市告示第217号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により指定納付受託者を指定したので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

令和8年4月1日

草津市長 橋 川 渉

1 指定納付受託者の名称および所在地

- (1) 名 称 株式会社しがぎんジェーシービー
- (2) 所在地 滋賀県大津市浜町1番10号 浜大津 滋賀ビル3階

2 指定納付受託者に代理納付させる歳入

市県民税（普通徴収）

3 指定納付受託者に代理納付させる期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(令和8年4月1日揭示済み)

草津市告示第218号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により指定納付受託者を指定したので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

令和8年4月1日

草津市長 橋 川 渉

1 指定納付受託者の名称および所在地

- (1) 名 称 株式会社滋賀ディーシーカード
- (2) 所在地 滋賀県大津市浜町1番10号

2 指定納付受託者に代理納付させる歳入

市県民税（普通徴収）

3 指定納付受託者に代理納付させる期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(令和8年4月1日揭示済み)

草津市告示第219号

公示送達について

次の書類は、その送達を受けるべき者の居所が不明で送達不能につき、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定に基づき公示送達する。

送達すべき書類は、草津市総務部納税課に保管しており、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和8年4月1日

草津市長 橋 川 渉

1 送達すべき書類

- | | |
|--------------------|-------|
| (1) 市・県民税・普通徴収督促状 | 90件 |
| (2) 固定資産税・都市計画税督促状 | 1件 |
| (3) 国民健康保険税督促状 | 40件 |
| (4) 配当計算書（謄本） | 1件 |
| (5) 市・県民税・特別徴収督促状 | 3件 |
| | 計135件 |

2 送達を受けるべき者の氏名および住所
別紙のとおり

3 上記の書類については、令和8年4月8日に送達
があったものとみなす。